

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の
防止を図るための条例の一部改正について

意見募集期間

令和4年（2022年）

令和4年（2022年）

10月11日（火）～10月31日（月）

お問い合わせ先：民生局福祉こども部福祉総務課

電話 046-822-8245（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例の一部改正について

1 意見募集の趣旨

これまでのいわゆる「ごみ屋敷」対策の対応の中で、条例に基づき行政手続を進め不良な生活環境が解消した後に、再び不良な生活環境となった事例が発生しています。

このような再発事例においても、物の堆積等を行うことにより、建築物等における不良な生活環境を生じさせている方(事業者を除く。以下、「堆積者」という。)に市の支援を受け入れていただけない場合には、改めて条例に基づく、指導、勧告、命令、そして代執行といった手続を踏み、不良な生活環境の解消を目指すこととなります。この一連の手続においては、堆積者の自主的な対応を待つ期間や弁明の期間などもあることから、ある程度の時間を要することとなり、この間、近隣住民には不良な生活環境を受忍していただかなければなりません。

以上のことから、近隣住民の受忍限度を勘案し、行政手続の迅速・適正化を図るための条例改正を検討しているため、本条例改正に関するパブリック・コメント手続を実施します。

2 条例改正の概要

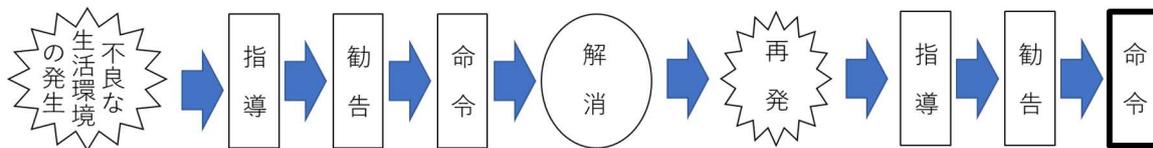
条例に基づく命令を受けた後に不良な生活環境を解消した場合において、その解消日から1年以内に再び不良な生活環境となったときは、行政指導(指導及び勧告)を行うことなく命令を行うことができるようにします。

この行政手続の迅速・適正化により、堆積者の近隣住民が不良な生活環境の影響を受け続ける期間の短縮が期待できます。

なお、公権力の行使による私権の制限を慎重に行うため、命令を受けたことがない案件及び命令を受けた後に解消し1年を超えてから再発した事例については、現行条例どおりの対応を継続します。

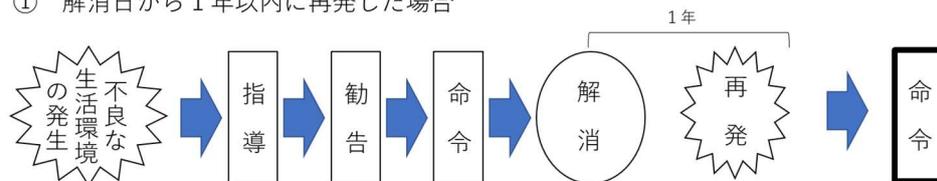
3 条例改正イメージ

【現行条例】

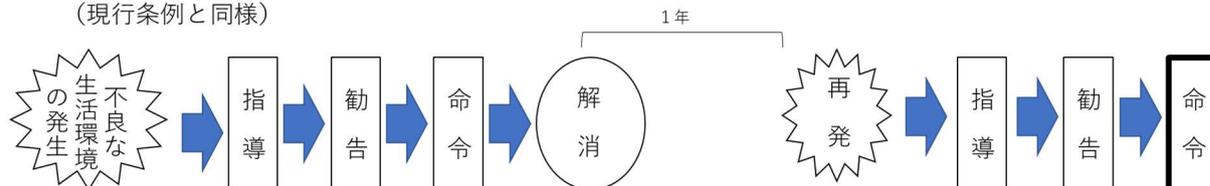


【改正条例】

① 解消日から1年以内に再発した場合



② 解消日から1年を超えて再発した場合
(現行条例と同様)



4 今後のスケジュール

- ・ 令和5年3月定例議会 条例改正議案提出
- ・ 令和5年7月 施行予定

意見の提出方法

1 提出期間 令和4年(2022年)10月11日(火)から10月31日(月)まで

2 提出先 横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○ 次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・ 民生局福祉こども部福祉総務課 (横須賀市役所分館2階 5番窓口)
- ・ 市政情報コーナー (横須賀市役所2号館1階 34番窓口)
- ・ 各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 民生局福祉こども部福祉総務課

(3) ファクシミリ

046-822-2411

(4) 電子メール

hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。